

# 一般財団法人日本スポーツ政策推進機構

## 賛助会員規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本スポーツ政策推進機構（以下、「本機構」という。）の定款第6条の規定に基づき、本機構の運営並びに活動の推進に対して支援する賛助会員について必要な事項を定める。

### (賛助会員)

第2条 賛助会員は、本機構の目的であるスポーツ基本法の理念に賛同して入会した個人又は法人とし、本機構の円滑な運営を図るため、財政面の援助を行うものとする。

### (資格期間)

第3条 賛助会員の資格の期間は、本機構が年会費の入金を確認した日から、1年後の同月末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、個人会員（月額）の資格の期間は、本機構が月会費の入金を確認した日の翌日から1か月間とする。

### (入会手続)

第4条 賛助会員になろうとする者は、所定の「入会申込書」に次条に規定する会費を添えて、入会の申込みをし、会長又は理事長の承認を得なければならない。

### (会費)

第5条 賛助会員は、次に定める会費を納入するものとする。

- (1) 個人会員 一口 年額 50,000 円
- (2) 法人会員 一口 年額 1,000,000 円
- (3) 個人会員（月額） 月額 5,000 円

2 前項に規定する口数は、これを制限しないものとする。

### (会員特典)

第6条 賛助会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 名刺等に「一般財団法人日本スポーツ政策推進機構賛助会員」との表記を行うことができること。
- (2) 本機構ホームページ、本機構作成資料等に個人名及び法人名を掲載することができる

こと。

- (3) 本機構が行う事業において、別に定める優遇を受けることができること。
- (4) 本機構が主催、又は共催する行事等の情報提供を受けることができること。

#### (除名)

第7条 本機構は、賛助会員が違法行為又は著しく道義にもとる行為をする等、賛助会員としてふさわしくないと認めるときは、理事会の決議により当該賛助会員を除名することができる。

- 2 本機構は、前項に規定する賛助会員の除名を審議する理事会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (退会)

第8条 賛助会員は、退会届を本機構に提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 前項の規定により、賛助会員が退会する場合において、既に納入した会費は返還しないものとする。

#### (個人情報保護)

第9条 本機構は、事業を遂行するにあたって知り得た個人情報については守秘義務を負い、取扱いについては適切に行わなければならない。また、公開できる範囲は、本人の同意があるものに限ることとする。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

#### (委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、会長又は理事長が別に定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和2年8月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、令和4年6月9日から改定施行する。